

ついに集団的自衛権の憲法解釈を変更！ これは信じられない世紀の暴挙だ！

7月1日、安倍内閣は集団的自衛権の行使を憲法解釈変更によって変更することを閣議決定しました。21世紀の民主主義国家の日本の国会で、ブラックジョークのようなことが、現実にかつたのです。集団的自衛権の行使は、そのまま「多国間の戦争に参加する」ことに他なりません。「戦争放棄」「戦力の不保持」をうたった憲法9条のどこをどう読んでも、多国間の戦争に参加してもいいとは読めないのです。読めないから9条を変えることに執念を燃やし続けていました。最初は国会で3分の2を占めることで憲法改正を目指し、それが無理と分かれば（改正要件を緩和する）96条の改正、これも難しいとなつての今回の解釈改憲なのです。

憲法は最高法規・憲法尊重擁護義務あり！

そもそも憲法の解釈を閣議決定によって変更する権利が内閣にあるのでしょうか。それが出来るならば、憲法改正の手続きがあることと矛盾することになります。むしろ憲法98条、99条によれば、

第98条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。

とあります。このように憲法とは国の最高法規であり根本法ですから、わざわざ権力を行使する側に憲法を守らせる仕組みがうたつてあるのです。

改めて、解釈改憲そのものが不法行為！

行政府が憲法を解釈する権限は与えられていません、内容的にも集団的自衛権の容認は憲法のどこをどう読んでも出てきません。今回の閣議決定なるものは二重の誤りであり、下克上そのものです。野田聖子総務会長は、自民党の総務会で「憲法改正が筋という意見が多かつた。しかし、憲法改正を待っていたら、結果としてやれないとなる」と、本音を述べています。安倍首相は閣議決定後の記者会見で「（今回の閣議決定が）憲法の規範性を損なうものではない」と発言したそうですが、憲法の規範性に従うならば、今回の閣議決定は単純に無効ではないでしょうか。出来ないこと、してはならないことを強行したのが、今回の解釈改憲なのです。憲法制定権は国民にあるのです。正当な憲法改正によらない解釈改憲は、不法行為そのものではないでしょうか。